**アユ不漁特別対策資金取扱要領**

令和７年９月17日制定

**第１　目的**

この要領は、滋賀県水産振興資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱および滋賀県水産振興資金貸付要綱取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づくアユ不漁特別対策資金の円滑な運用を図るため、事務処理について必要な事項（要綱、取扱要領に規定するものの再掲も含む。）を定めるものとする。

**第２　借受資格者**

借受資格者は、滋賀県に住所を有し、令和４年12月から現在まで琵琶湖のアユにかかる漁業または水産加工業を営む者のうち、令和５年12月以降にアユの不漁による影響を受けた者であって、下記のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 直近の決算年の販売額（漁獲高）が前年もしくは前々年の決算年と比較して20％以上減少した者

(2) 水産加工業を営む者であって、直近の決算年の粗利益が前年もしくは前々年の決算年に比較して概ね5％以上減少した者もしくは直近の決算年の原価率が前年もしくは前々年の決算年に比較して概ね2％以上増加した者

(3) 滋賀県漁業協同組合連合会、漁業協同組合および水産加工業協同組合であって、アユ不漁の影響により今後の組合運営に著しい影響があると県が認める者

**第３　実施期間および申込期間**

令和７年９月17日から令和８年２月27日までの貸付実行とし、申込期間を令和７年９月17日から同年12月19日までとする。

**第４　貸付対象および貸付回数**

貸付対象は、運転資金（以下の経費に限る。）とし、第３の実施期間における貸付回数は１者につき１回限りとする。

(1)労務費（賃金、福利厚生費、保険料等）

(2)原材料費（魚介類養殖用種苗、水産物加工用原材料等）

(3)材料費（燃料費、えさ代、氷代等）

(4)諸材料費（光熱水費等）

(5)市場開拓費

(6)販売促進費

(7)その他漁業経営に必要な経費（水産業協同組合の機能維持に係る経費を含む。）

**第５　借入手続きに係る必要書類**

 (1)滋賀県水産振興資金借入申込書（要綱様式第１号） 　　　　　　　　 １通

　(2)組合員証明書（要綱様式第２号）　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

　(3)販売額減少申告書（要領様式第１号）　　 　　　　　　　 　　　１通

 (4)申請者の印鑑登録証明書　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １通

 (5)過去３カ年の収支がわかる書類（決算書等） 　　　 　 　　　　　 １通

　(6)借受資格を満たすことを証する資料　　　　　　　　　　　　　　　　１式

 (7)上記のほか、県が特に必要と認めた資料

**第６　期限前償還**

知事は、貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部または一部の償還を請求することができる。

 (1)貸付決定前に事前着工した場合

 (2)貸付対象以外の目的に資金を使用した場合

 (3)事業変更により事業費が減額し、その事業費の80％が借受額以下になった場合

**付　則**

 この要領は、令和７年９月17日から施行する。

要領様式第１号

販売額（漁獲高）減少申告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

 滋賀県知事　三日月　大造　様

 　　（申　請　者）

 　　 住　　　 所

 　　 氏名または名称

 　　および代表者名 　印

私は、この度のアユの不漁により、アユ不漁特別対策資金取扱要領第２の　　　に該当する影響を受けた事を申告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 |
| 販売額（漁獲高） |  |  |  |
| うちアユにかかる販売額（漁獲高） |  |  |  |
| アユに関する業務の内容 |  |
| アユ不漁による被害の状況 | 直近の決算年のアユ販売額（Ａ）

|  |
| --- |
| 　万円 |

（前年・前々年(※)）の決算年のアユ販売額（Ｂ）※どちらかに〇

|  |
| --- |
| 　万円 |

減少率：（Ｂ－Ａ）／Ｂ×１００

|  |
| --- |
| 　％ |

　 |
| その他不漁の影響にかかる特記事項（内容が確認できる資料を添付） |  |
|  上記のことについて、相違ないことを確認します。 令和　　年　　月　　日確認 　　　　 組合名および 組合長名 印 |